

令和元年度

財政援助団体等監査報告書

逗子市監査委員

財政援助団体等監査報告

1 監査対象団体及び所管課

公益財団法人逗子市体育協会 市民協働部 文化スポーツ課

2 監査期間

令和元年 11 月 25 日（月）から令和 2 年 2 月 18 日（火）まで

3 監査を行った監査委員

監査委員 関 口 毅
同 眞 下 政 次

4 監査の基本方針

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、補助金に係る事務の執行が法令等及び交付目的に沿って適正かつ効率的、効果的になされているかについて監査を実施した。

5 監査の方法

監査の実施にあたっては、平成 30 年度に逗子市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況について、関係者の出席を求め、当該事務事業の説明を聴取するとともに、提出された監査資料及び関係書類に基づいて、次の事項を主眼として慎重な監査を行った。

- (1) 出納その他の事務が適正に執行され、関係諸帳簿を整備し、証拠書類等と符合しているか。
- (2) 補助金の条件に従って、適正かつ効率的に事業が行われているか。
- (3) 補助金の目的以外に支出し、又は他に流用されていないか。
- (4) 補助金の目的が達成されているか。

6 監査の結果

公益財団法人逗子市体育協会（以下「逗子市体育協会」という。）は、逗子市池子 1-11-1、逗子市立体育館内に事務所を置き、逗子市におけるスポーツ活動の振興を図り、心身ともに健康で活力ある市民生活の形成に寄与するため、スポーツ振興事業などを実施している。

逗子市体育協会への補助金は、スポーツ推進事業補助金として、各種スポーツ教室、地域スポーツ活動推進事業及び法人維持管理費について、平成 30 年度は 21,138,000 円交付した。

当該補助金については、一部について以下指摘事項のとおり実施団体からの事業報告書及び事業費精算書の徴求が不十分であり、交付目的に沿って事業が実施されているかの判断ができない状況が見受けられた。

上記を除き、実施団体への補助金に係る出納その他の事務執行について、おおむね適正に処理されているものと認められたが、次のとおり改善を要する事項が見受けられた。

以下に指摘した事項については必要な措置を講ずるとともに、適正な事務の執行に努められたい。

(1) 逗子市体育協会に対しての監査指摘事項

ア 事業実績報告書について

会計年度が終了した日から 30 日以内に事業実績報告書に収支決算書又は収支報告書を添付して提出しなければならないことを理由として、決算額の一部が予測値金額の状態での事業報告を提出していた。

また、予測値を含む事業実績報告書等の数値の根拠が十分でないものがあった。

今後は、事業実績報告書等の数値の根拠について相互検証をしながら十分に検討された結果をもって市に提出されたい。

また、やむを得ず予測値となる場合には、決算額確定後に数値等に変動ある場合、再度速やかに確定金額で事業実績報告書を提出されたい。

イ スポーツ教室等実施後の実績報告及び収支決算報告書について

一部のスポーツ教室等において、実施団体からの事業報告書及び事業費精算書の未提出が見受けられた。補助金が適切に使用されているかを確認する義務があるため、事業報告書及び事業費精算書は、各団体から必ず徴求すること。また、領収書等使用実績がわかる資料もあわせて徴求されたい。

ウ 退職給付引当金について

貴法人の会計方針では、退職給付引当金は期末要支給額を計上することとなると思われるが、会計方針から明確に読み解くことができない。

よって、会計方針の記載方法について再検討いただくとともに、収支の状況に関わらず、今後は期末要支給額から中小企業退職金共済を除いた自社負担額を退職給付引当金として每期必ず計上されたい。

同時に、退職給付引当金と同額の積立金も計上されたい。

- (2) 所管課である市民協働部 文化スポーツ課に対しての監査指摘事項
- ア 補助金に係る提出書類についての確認方法を検討されたい。
 - イ 補助金の根拠となる要綱・規程に実態と乖離が認められた。逗子市体育協会と文化スポーツ課双方で再検討して実態に合ったものにし、適正な事務処理をされたい。
 - ウ 補助金対象となっている法人維持管理費に含まれる交際費及び租税公課は、補助金で賄うべき性質のものではないと考えられるため、補助となる経費の範囲について再検討されたい。